平成２９年（フ）第１７７９号
愛知県半田市瑞穂町６丁目４番地の86
債務者　普久原マリアこと　ＦＵＫＵＨＡＲＡ　ＧＡＲＣＩＡ　ＭＡＲＩＡ　ＶＩＣＴＯＲＩＡ
１　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８４６号
名古屋市天白区平針１丁目902番地　ブルーシャトー103号
債務者　田中　祐樹
１　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１３号
三重県津市修成町16の１　三重刑務所、住民票上の住所三重県松阪市法田町504番地１
債務者　宮下　正裕
１　決定年月日時　平成29年12月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２３２号
三重県鈴鹿市南江島町22番22号　クレアール江島Ｂ棟101号
債務者　加納　康史
１　決定年月日時　平成29年12月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第９号
奈良県香芝市旭ケ丘１丁目25番地２　ペジブル旭ヶ丘301号、前住所奈良県香芝市尼寺３丁目393番地　ヴァン　リーブル　Ｉ　203号
債務者　川畑　郷平
１　決定年月日時　平成29年12月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第４９号
愛媛県今治市小泉５丁目11番33号　タクボ小泉ハイツ102号、前住所愛媛県今治市小泉１丁目９番27号、前々住所愛媛県今治市小泉５丁目12番13号　グリーンアビタシオン101号
債務者　河田　　論
１　決定年月日時　平成29年12月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２９年（フ）第５２号
愛媛県今治市北鳥生町５丁目２番１号　小川マンション308号、前住所愛媛県今治市土橋町１丁目10番31号、前々住所愛媛県今治市広紹寺町２丁目１番30号
債務者　吉田　　薫（旧姓兼田）
１　決定年月日時　平成29年12月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２９年（フ）第５３号
愛媛県今治市郷本町２丁目５番12号　コーポ２　12号
債務者　山岡　高子
１　決定年月日時　平成29年12月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２９年（フ）第８３号
福岡県田川郡福智町赤池371番地151　石見アパート２号
債務者　石見　祐次
１　決定年月日時　平成29年12月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第４９５号
鹿児島県鹿児島市松原町13番17号　メゾンブランシェ602号
債務者　上田さと子
１　決定年月日時　平成29年12月７日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３５５号
沖縄県浦添市字大平448番地１　メゾンいちひろ　203
債務者　山入端　瞳
１　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１４２号
福島県伊達郡川俣町字賤ノ田64番地の１　川俣精工アパート４－３
債務者　瀬川　　睦
１　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１４５号
宮崎県延岡市北一ケ岡３丁目14番３－404号県営住宅
債務者　寺田　和清
１　決定年月日時　平成29年12月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１４７号
宮崎県延岡市幸町２丁目45番地　林田ビル
債務者　長谷目年子
１　決定年月日時　平成29年12月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第５７号
宮城県角田市神次郎字上中田32番地
債務者　庄司テル子
１　決定年月日時　平成29年12月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第１２９号
宮城県大崎市鹿島台広長字斎藤沢西２番地３
債務者　櫻井　洋子
１　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係